

○宇都宮市一般廃棄物最終処分場適地選定専門委員設置規則

平成24年7月31日
規則第26号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第174条第1項の規定に基づき、宇都宮市一般廃棄物最終処分場適地選定専門委員(以下「委員」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員は、市長の委託を受けて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場(以下「最終処分場」という。)の設置に適した場所の選定(以下「適地選定」という。)について、必要な事項を調査するものとする。

(定数等)

第3条 委員の定数は、12名以内とする。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が任命する。

3 委員は、最終処分場の適地選定に関する調査が終了したときに解任されるものとする。

(庶務)

第4条 委員に関する庶務は、環境部廃棄物施設課において処理する。

(補則)

第5条 [この規則](#)に定めるもののほか、委員について必要な事項は、別に定める。

附 則

[この規則](#)は、平成24年8月1日から施行する。